

平成 23 年

第 4 回市議会定例会 議案第 13 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例等の一部を改正する条例の制定について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例等の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
(昭和 42 年函館市条例第 28 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 13 項」に,
「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改める。

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 13 項」を「第 5 条第 12 項」に改
める。

(函館市あおば学園条例の一部改正)

第 3 条 函館市あおば学園条例(平成 18 年函館市条例第 52 号)の
一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第 15 項」を「第 5 条第 16 項」に改める。

(函館市ともえ学園条例の一部改正)

第 4 条 函館市ともえ学園条例(平成 18 年函館市条例第 53 号)の
一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「第 5 条第 6 項」を「第 5 条第 7 項」に改め, 同条

第2号中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

(函館市青柳学園条例の一部改正)

第5条　函館市青柳学園条例（昭和48年函館市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同条第3号中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

障害者自立支援法の一部改正に伴い規定を整備するため